

人権擁護委員は あなたの街の 相談パートナー

人間関係や近所付き合いなどで悩み、困っているけれど、誰に相談したらいいかわからない。そんなときは人権擁護委員にご相談ください。



問合せ 熊本地方法務局八代支局 ☎ 32-2654
人権政策課（千丁支所3階）☎ 30-1711

6月1日は 人権擁護委員の日

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法に基づき、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をボランティアで行っています。

相談の解決に当たっては、関係者の秘密は厳守されます。

現在、全国で約1万4000人が、市内では、21人（4月1日現在）が活動しています。

どんな人が、人権擁護委員になるの

地域で各種ボランティア活動をしている人や元公務員の人など様々な経歴の人がいます。まず、市町村長が委員にふさわしい候補者を選び、議会の意見を聞いたうえで、法務局へ推薦。その後、法務局が弁護士会などに意見を求めて検討し、法務大臣が委嘱することになっています。

どんなことを相談できるの

- ・高齢者への虐待
- ・近隣とのトラブル
- ・学校や職場でのいじめ
- ・相続問題
- ・女性や外国人に対する差別



・インターネットでの誹謗中傷など、多岐にわたる相談を受けています。

主な活動内容

●人権相談に応じる

①常設・特設相談

近隣の人とのトラブル、セクハラ、児童虐待・DVなどの相談に応じます。

常設相談所では、面接や電話による相談を行い、特設相談所は、各支所や公共施設などで、特設相談所を開設し、面接による相談を行っています。

②「子どもの人権SOSミニレター」

電話では相談しにくい、勇気がある、などといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、届いた手紙の返事を送付したり、緊急の場合には関係機関と連絡を取って対応しています。

●人権侵害による被害者の救済

被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査・救済に当たります。また、当事者の主張などを調整して、円満な解決を図ることも行います。

●人権啓発活動

①人権の花運動

小学生などを対象に花の種子を配布します。協力して草花を育てることで、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重思想をはぐくみ、情操を豊かなものにすることを目的としています。

②人権教室

小・中学校や幼稚園などを訪れ、手作り紙芝居や人形劇などを通して、相手を思いやる優しい気持ちを育てる活動を行っています。

③全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、日常生活で得た体験を作文にすることで、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に、実施しています。

④施設訪問活動

社会福祉施設などに出向き、啓発劇や人権相談などに応じています。

人権擁護委員一覧

H29.4.1 現在

氏名	住所
小山 一廣	通町
福島 ヒサ子	松江町
長廣 嘉代子	築添町
山内 郁子	長田町
若水 俊男	植柳上町
寺田 公子	古閑中町
水野 潤一郎	高植本町
家田 富造	郡築八番町
秋岡 美樹夫	宮地町
佐藤 夕工	日奈久塩南町
鷲 珠美	坂本町坂本
宮崎 広美	坂本町西部
伊藤 公明	千丁町吉王丸
上田 護	千丁町古閑出
河崎 祥子	鏡町下有佐
村崎 公生	鏡町鏡村
廣松 泰子	鏡町貝洲
太江田 久子	東陽町南
吉田 和人	東陽町南
上田 優子	泉町下岳
竹村 博文	泉町栗木

※任期の関係で変更となることがあります

〈特設人権相談所〉

日時	会場
5月31日(水)	代陽コミュニティセンター
6月1日(木)	各支所にて同時開設
10月5日(木)	鏡支所会議室
10月19日(木)	坂本支所会議室
11月2日(木)	泉支所会議室
12月11日(月)	代陽コミュニティセンター
1月12日(金)	千丁支所会議室
1月19日(金)	八代市定住センター(東陽)

時間 午前10時～午後3時
相談員 人権擁護委員

〈常設人権相談所〉

開催日	毎週月、水、金曜日 (午前9時～午後4時)
会場	熊本地方法務局 八代支局2階
相談員	人権擁護委員、 法務局職員

〈人権・心配ごと相談〉

開催日	毎月第1金曜日 (午前10時～午後3時)
会場	本庁仮設庁舎東棟1階 市民相談室
相談員	人権擁護委員